

議案第7号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例(昭和42年加西市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第21条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額と減額基準を改正しようとするもの。

【概要】

(1) 国民健康保険税の課税限度額

区分	現行	改正後
基礎（医療）分	5 1 万円	5 2 万円
後期高齢者支援金分	1 6 万円	1 7 万円
介護納付金分	1 4 万円	1 6 万円

(2) 国民健康保険税の減額基準

○ 5割軽減の判定所得基準

基準額	現 行	$33 \text{万円} + 24.5 \text{万円} \times \text{被保険者数}$
	改正後	$33 \text{万円} + 26 \text{万円} \times \text{被保険者数}$

○ 2割軽減の判定所得基準

基準額	現 行	$33 \text{万円} + 45 \text{万円} \times \text{被保険者数}$
	改正後	$33 \text{万円} + 47 \text{万円} \times \text{被保険者数}$